

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成25年7月4日(2013.7.4)

【公開番号】特開2012-25380(P2012-25380A)

【公開日】平成24年2月9日(2012.2.9)

【年通号数】公開・登録公報2012-006

【出願番号】特願2011-105476(P2011-105476)

【国際特許分類】

**B 6 0 C 11/12 (2006.01)**

【F I】

B 6 0 C 11/12 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

前記サイプの中央部を中心としたサイプ長さの20%の領域における前記凸部の設置密度Bとサイプ壁面の全領域における前記凸部の設置密度Sとの比B/Sが105[%]

(B/S) × 100 200[%]の範囲内にある請求項1～3のいずれか一つに記載の空気入りタイヤ。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

また、この発明にかかる空気入りタイヤは、前記サイプの中央部を中心としたサイプ長さの20%の領域における前記凸部の設置密度Bとサイプ壁面の全領域における前記凸部の設置密度Sとの比B/Sが105[%] (B/S) × 100 200[%]の範囲内にある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0041

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0041】

[変形例2]

また、この空気入りタイヤでは、サイプ1の中央部を中心としたサイプ長さWの20%の領域における凸部2の設置密度Bと、サイプ壁面の全領域における凸部2の設置密度Sとの比B/Sが105[%] (B/S) × 100 200[%]の範囲内にあることが好ましい(図5参照)。かかる構成では、サイプ1の中央部における凸部2の設置密度Bが大きく設定されるので、タイヤ制動時に凹凸部2、3が噛み合うことにより、サイプ1の中央部における陸部10の剛性が高められる。これにより、サイプ1の底上げと同様の効果が得られる利点がある。